

# 令和5年6月定例教育委員会議事録

令和5年6月26日（月曜日）

奄美市教育委員会

# 令和5年6月定例教育委員会

開会の日時：令和5年6月26日(月曜日) 午後2時～午後2時35分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	村 田 達 治	教 育 部 長	大 庭 勝 利
		教 育 総 務 課 長	畠 山 成 美
教育長職務代理	恵 上 イサ子	生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭
		学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夜 差 輝 信
		文 化 財 課 長	伊 集 院 正
委 員	荒 田 朋 寿	ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
委 員	都 八 代 美	笠 利 地 域 教 育 課 長	長 井 和 揮
		企 画 総 務 係	武 田 い づ み

会議の順序

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 「5月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 報告第5号 奄美市ふるさと創生人材育成基金奨学生審査会委員の任命について
- (4) 報告第6号 奄美市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る共済掛金に関する要綱の制定について
- (5) 報告第7号 奄美市立学校給食センター運営委員の委嘱について

## 3 その他

報告第 5 号

奄美市ふるさと創生人材育成基金奨学生審査会委員の任命について

奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第 3 条の規定により，奄美市ふるさと創生人材育成基金奨学生審査会委員を任命したので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により，教育委員会に報告し，承認を求める。

令和 5 年 6 月 26 日 提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市ふるさと創生人材育成基金

奨学生審査会委員名簿

氏名	職名	任期
ムラタ タツジ 村田 達治	奄美市教育委員会教育長	令和4年3月11日～ 令和6年3月10日
エガミ コ子 恵上 イサ子	奄美市教育委員会 教育長職務代理者	令和4年3月11日～ 令和6年3月10日
ニシ マサカズ 西 正和	奄美市教育委員会教育委員	令和4年3月11日～ 令和6年3月10日
アラタ トモカズ 荒田 朋寿	奄美市教育委員会教育委員	令和4年3月11日～ 令和6年3月10日
ミヤコ ヤヨミ 都 八代美	奄美市教育委員会教育委員	令和5年6月3日～ 令和6年3月10日
オオハ カツトシ 大庭 勝利	奄美市教育委員会事務局 教育部長	令和5年4月1日～ 令和6年3月10日
ナガタ コウイチ 永田 孝一	奄美市保健福祉部長	令和4年3月11日～ 令和6年3月10日
イシガミ ヤスロウ 石神 康郎	奄美市福祉事務所長	令和4年4月1日～ 令和6年3月10日

## 報告第6号

### 奄美市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る共済掛金に関する要綱の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定に基づき、奄美市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る共済掛金に関する要綱を制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年6月26日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

### 奄美市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る共済掛金に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、奄美市立学校（奄美市立学校設置条例（平成18年奄美市条例第206号）別表に定める小学校、中学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。))に在席する児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者（法第16条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金（以下「保護者負担金」という。）の額の決定及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）一般児童生徒 奄美市立小学校又は中学校に通う児童又は生徒のうち次号に規定する要保護児童生徒以外の者をいう。
- （2）要保護児童生徒 奄美市立小学校又は中学校に通う児童又は生徒のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者をいう。
- （3）準要保護児童生徒 一般児童生徒のうち前号に規定する要保護児童生徒に準ずる程度に困窮している者として教育長が認めるものをいう。

（保護者負担金の額）

第3条 共済掛金額、保護者負担割合及び保護者負担金は、児童生徒等1人につき別表に掲げるとおりとする。

（保護者負担金の免除）

第4条 児童生徒等の保護者が、各年度の5月1日（年度中途において転入学した児童生徒等の保護者で新たに法第16条第1項の同意をした者）にあつては、その同意を

した日)において次の各号のいずれかに該当する場合は、経済的理由により保護者負担金を徴収しない。

- (1) 要保護児童生徒の保護者
- (2) 準要保護児童生徒の保護者  
(保護者負担金の不還付)

第5条 既納の保護者負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表 (第3条関係)

種別		共済掛金額	保護者負担割合	保護者負担金
小学校及び 中学校	一般児童生徒	920 円	10 分の 5	460 円
	要保護児童生徒	40 円	10 分の 5	20 円
幼稚園		270 円	10 分の 7.5	200 円

備考 共済掛金額に保護者負担割合を乗じて得た額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を保護者負担金とする。

報告第 7 号

奄美市立学校給食センター運営委員の委嘱について

奄美市立学校給食センター条例施行規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 13 号）第 4 条及び第 5 条の規定により委嘱したので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定により，教育委員会へ報告し，承認を求める。

令和 5 年 6 月 26 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

## 令和5年度奄美市立学校給食センター運営委員会名簿

番号	役職名	氏名	職名	任期
①	委員	おおば かつとし 大庭 勝利	教育委員会事務局 教育部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日
2	委員	こいずみ あきひろ 小出水 明洋	教育委員会事務局 学校教育課長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
3	委員	こば としろう 木場 敏朗	奄美市校長協会会長 (名瀬中学校長)	令和4年4月1日～令和6年3月31日
4	委員	なかむら まさる 中村 勝	奄美小学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
⑤	委員	いわと しゅうじ 岩戸 修二	小宿小学校長	令和5年4月1日～令和6年3月31日
6	委員	くぼた さとし 窪田 智司	金久中学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
7	委員	やま むねのり 山 宗功	朝日中学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
8	委員	たたら けんじ 鑪 謙治	崎原小中学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
9	委員	なかしま やすお 中島 保男	知根小学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
10	委員	なかやま かつひこ 中山 克彦	市小中学校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日
⑪	委員	かつむら かつひこ 勝村 克彦	奄美市PTA連絡協議会 会長(小宿中学校)	令和5年6月10日～令和6年3月31日
⑫	委員	さねまつ だいき 實松 大樹	奄美市PTA連絡協議会 副会長(伊津部小学校)	令和5年6月10日～令和6年3月31日
⑬	委員	さかき まさゆき 榊 雅之	奄美市PTA連絡協議会 副会長(東城小中学校)	令和5年6月10日～令和6年3月31日

委員の任期は2年間（○印の新委員は、前任者の残任期間）となっており、令和6年3月31日までとなります。